

(別紙1)

箕面市アートのみちづくりシンポジウム企画運営業務等
委託仕様書

令和8年8月

1. 業務名

箕面市アートのまちづくりシンポジウム企画運営業務等委託仕様書

2. 事業の背景と目的

本市でこれまで実施してきた文化芸術関連事業を継承し、新駅開業後の船場のまちの魅力を最大限に引き出せるよう、各方面から有識者を招き、市制施行70周年記念のアート関連事業としてシンポジウムを実施する。その中では、これからの箕面が取り組むべきことについて意見交換を公開の場で行い、市内外に向けて箕面船場阪大前駅周辺が「文化発信拠点」であることを打ち出し、市全体の継続的な活性化につなげ、次世代への継承の契機となることを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1)シンポジウムにかかる企画・運営・広報などの実施

①シンポジウムの企画

以下を踏まえ、箕面市内外の幅広い世代から集客が見込める企画にすること。

【シンポジウムの概要】

開催日時: 令和9年3月13日(土曜日)

前日 3月12日(金曜日)夜間からの設営・リハーサル込み

開催時間: 協議の上、決定いたします

開催場所: 東京建物 Brillia HALL 箕面

(所在地…大阪府箕面市船場東3丁目10番1号)

※大ホール(定員1401名)

※会場費は受託者が負担(本委託費に含む)

参加費: 無料

主催: 箕面市

- (ア)シンポジウムは、基調講演、パネルディスカッション及び座談会を基軸として、その他、任意での取組等を組み合わせて、箕面市のアートのまちづくりについて、幅広い層に関心を持ってもらえるとともに、理解を促進するような企画とすること。
- (イ)基調講演の講演者は、アートとまちづくりをテーマにした講演ができ、メディア等の露出の多い知名度の高い人物を招聘すること。
- (ウ)パネルディスカッション及び座談会は、テーマを「大阪・関西万博におけるアートの成果とその後」「(仮称)箕面市アートビジョン」とし、登壇者を5人程度とし、箕面市長のほか、船場地区において産官学民連携の取り組みを行っている地元有識者、箕面市と連携協定を締結している大学の学識経験者などあるいはそれ同等の人物を招聘すること。その中に基調講演の話者を加えるなど、基調講演テ

ーマとの関連性も加味すること。

(エ)パネルディスカッション等で、登壇者の意見交流を活発化し、進行を行う司会者を招聘すること。

(オ)必要に応じて、来場者との質疑応答の時間を設けること。

②シンポジウムの運営

(ア)登壇者及び司会者への出演依頼、連絡調整(打ち合わせ含む)、映像記録(動画)作成の承諾を得ること、当日のアテンド、時間管理、飲料水の提供、謝金の支払

(イ)会場調整、会場費支払

(ウ)会場設営(看板等装飾、音響、照明、映像制作等)、撤去(会場との連絡調整、打ち合わせ含む)

(エ)進行管理(会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等の資料作成含む)

(オ)参加者の受付・案内・誘導(来場者数の把握含む)

(カ)安全管理

(キ)イベント保険への加入と保険料の支払(対人・対物補償を含んだ賠償責任補償)

(ク)当日配布資料等の作成(プログラムの作成、印刷、同封チラシ等の袋詰め作業含む)等。準備数は1,500部とする。

※すべての配布資料(アンケート含む)は、発注者と協議のうえ決定すること。

(ケ)参加者へのアンケート実施・回答集計・分析 など

※アンケートについては、市民等さまざまな立場における満足度・要望などが聴取できるよう工夫するとともに、可能な限り多数の回答回収に努めること。

(コ)開催記録、議事要旨、文字起こし、記録写真、記録映像の作成

(サ)市が手配する手話通訳・要約筆記の実施

③参加者の募集等にかかる事務

(ア)シンポジウム特設 WEB サイトの作成

1)特設 WEB からの申込みが可能な WEB サイトを作成すること。

2)特設 WEB サイトでは、開催内容等について、閲覧者が必要とする情報がわかりやすく確認できるデザインとすること。

3)開催終了後も発注者職員がアートに関する情報を発信し続けることができるようにすること。

(イ)シンポジウム運営事務局の設置(募集、受付、申込リスト作成、参加案内等)

1)問合せ等の対応時間は、平日午前9時～午後5時とすること。

2)電話、メールによる問合せ対応

3)受付リストの作成(必要に応じ、抽選等を実施すること。)

4)メール又はハガキ等による参加案内(抽選結果)の送付

④広報・宣伝活動

(ア)広報物(チラシ・ポスター等)のデザイン制作・印刷・配布、特設 WEB サイトの開設

(イ)広報物の発行数等は、提案内容により主催者と協議のうえ決定

(ウ)シンポジウムへの十分な応募が見込めることに加え、箕面市のアートのまちづくりについて箕面市内外の幅広い世代に周知するため、(ア)以外(インターネット広告、SNS、新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオ等から幅広い層の応募が見込める媒体を活用)の広報活動で有効なものを実施すること。

⑤購入可能なパブリックアート作品の提案(付帯提案/必須)

シンポジウム実施にあたり、2025 年に開催された大阪・関西万博のテーマでもあった「いのち輝く未来社会のデザイン」の本質を引き継ぎながらも、これからの箕面でのアートのまちづくりのシンボルとなり、未来への歩みを力強く後押しできる作品を選定し、理由とともに提案すること。

(ア)大阪・関西万博会場内に展示された現物作品(ユニーク)の再設置、または下記の条件を考慮に入れた作品設置の提案をおこなうこと：

- 1)作品が解体・廃棄済の場合、作者の許諾の元、再制作(エディション)
- 2)購入のほか、期間を定めた貸借
- 3)出展アーティスト及び箕面にゆかりのあるアーティストによる「箕面」「船場」をテーマにした新規作品の制作

また、

(イ)「提案が採択された場合、作品については鑑定価格を根拠とした購入額とすることに同意すること」

(ウ)提案の後、市において作品選考委員会での協議を経て、購入を決定するため、提案作品の実現可能性について詳細に記載すること。

* 設置場所のコンディションなどにより、提案内容の変更をすることがあります。

* (ア)(イ)(ウ)それぞれ設置までの想定スケジュール案を作成のこと

* 作品選考委員会で選考の後、速やかに制作又は、貸借の費用と設置に伴う工事等の費用を算出のこと。

(2)成果物(事業報告書)の提出

当事業の広報等に使用するため、事業内容をテキスト、写真等を使って分かりやすくまとめた事業報告書を作成し、事業終了後、速やかに提出すること。

- ・チラシ等広報物
- ・シンポジウム参加者名簿及び出席状況の最終的なとりまとめ
- ・配布資料等
- ・回収したシンポジウムアンケート回答票(原紙)及びアンケート分析結果
- ・開催記録、議事要旨、文字起こし
- ・記録写真・動画

等

※議事要旨、記録写真データなどは、箕面市の WEB サイトに掲載する予定

※原紙以外はすべてのデータを DVD 等記録媒体に保存して提出すること

5 留意事項

- 1) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。
- 2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、すべて箕面市に帰属するものとする。
- 3) 受託者は原則として、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主要な業務以外について、あらかじめ箕面市の承諾を得たときは、この限りでない。
- 4) 受託者は、業務遂行に当たり、箕面市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、箕面市の担当者に確認し、その指示に従うこと